

大阪市役所医師会報

発行 大阪市役所医師会

T541-0055 大阪市中央区船場中央3-1-7-326 財團法人大阪市環境保健協会内 TEL (06)6254-7982

No. 132 2015(平成27年)10月

会長挨拶 ~銀座のママさんの話~

大阪市役所医師会会長 田中正博

医師会の会員のみなさまは医師として医療現場あるいは公衆衛生や行政の職場でご活躍をされていることと思います。どの職場におきましても、医師という職種なので、チームリーダーあるいは専門家として責任のある立場で、コメディカルあるいは事務職員などと一緒に仕事をされていると思います。仕事をスムースに行うためには、もちろん本人の能力は必要ですが、コミュニケーション力が大切です。また部下がいれば、部下をやる気にさせる魅力的な上司になる努力も必要です。先輩から指導していただいたり、あるいは同期・同僚から教えてもらったり、自分で本を読んだりして、勉強したりされているでしょう。時には痛い失敗をして、経験することもあるでしょう。



●今号の
主な内容

会長挨拶	1頁
平成27年度大阪市役所医師会学術集会報告	4頁
学術集会プログラム 優秀演題抄録	
学術集会特別講演	10頁
医療安全研修の報告	14頁
平成27年度総会記事	15頁
総会議事録 平成26年度事業報告 平成27年度事業計画	
代議員会議事録(4~8月分)	19頁
大阪市役所医師会会則	24頁
大阪市役所医師会代議員名簿	29頁
大阪市役所医師会役員・委員会組織表	30頁
お知らせ・編集後記	31頁

今回はちょっと毛色を変えて、銀座のママさんのお話を紹介したいと思います。ご存じのない方はいないと思いますが、銀座といえば東京で一番（＝日本で一番）高級なバーがあるところです。顧客には弁護士や作家、あるいは一流企業の社員など、世間的には成功していると考えられている人が集まります（医師は含めないことにしましょう）。そんなバーに集まるお客様たちをホステスやママたちは接待すると同時に観察もしています。そんな銀座のバーのママを30年以上されているベテランママの感想です。

組織の中で出世できる人、誰からも信頼される「人の上に立てる」人。能力はあるのに出世できない人、年齢を重ねても人望のない人。その差はどこにあるのでしょうか。雑誌などでも「銀座のママが見抜く、出世する男とは？」といった特集が組まれることがあり、このママもそうした記事の取材を受けることが少なくありません。

お客様のどういうところを見ているのですか？

答えは「その方が“粹な人”かどうか、です」と。

「粹」とはどういうことでしょう。スマートでカッコいいこと？ あか抜けで洗練されていること？ 渋くて大人っぽいこと？ 確かにそれも間違いではありません。でもそうした見た目の美しさや身のこなしのスマートさなどの外観だけではなく、その内側に存在する人生に対する姿勢や心構えが、本当の意味での「粹」だとママは考えています。

もっと平たく言えば、「人としてどうあるべきか」を常に意識して、人として恥ずかしいことを知り、そうしたことをしてないように自身を律すること。「人とどう接するべきか」に心を碎いて、人への心配りや周囲への配慮を忘れず、相手の立場になってものを考え、人のために労と時間を惜しまないこと。「粹」とは、そんな「心意気」の「いき」なのです。

その人の心意気は、ちょっとした所作や立ち振る舞いに如実に表れます。例えば相手の気持ちを考えながら会話ができるか、雰囲気をわきまえて行動できるか、ほかの人にも配慮した振る舞いができるか…。

こうした振る舞いができる人は、まず間違いなく周囲から信頼される人、人望が集まってリーダーになれる人です。

では、そんな心意気のある「粹な人」になるにはどうすればいいのでしょうか。ママさんが考える答えは、実に単純明快です。

当たり前のことを当たり前にすること、です。

身ぎれいにする、あいさつをする、状況に合った言葉遣いをする、お酒は楽しく飲む、お金はきれいに使う…。どれも社会人として「今さら何を…」という次元のことでしょう。ところがこの「当たり前」が、実はとても難しいのです。 例えば「き

ちんとあいさつができますか？」と聞かれて、自信をもって「はい」と答えられる人が何人いるでしょうか？ 家族と口ゲンカして不機嫌なまま出勤した朝、徹夜明けで寝不足のまま出勤した朝、周囲からの「おはよう」を適当に受け流していませんか？ 部下に仕事を手伝わせても、それが当然とばかり「ありがとう」のひと言を口にしなかったことはありませんか？ あいさつもお礼もお詫びもすべて「どうも」で済ませていませんか？

人はみな聖人君子ではありません。いくら当たり前だからといって、それをすべて完璧にできるはずもありません。だからこそ当たり前のことを当たり前にする努力をする。そうあるように心掛ける。その姿勢がとても大事なのだとママさんは考えています。

誰もが自分で気づかないまま、ないがしろにしているかもしれない、そんな「当たり前のこと」への気づきの糸口を、思いつくままにまとめると

いつも、しかめっ面をしていないいか。

他人の成功を羨んだり妬んだりしていないか。

正しい敬語を使っているか。

約束の時間に遅刻ばかりしていないか。

人の話を否定ばかりしていないか。

義理ごとはきちんとしているか。などなど。

銀座のママさんは事務処理能力や企画力、発想力といったビジネススキルの分野から、できる男を見分けることはできません。ただ確実に言えるのは、仕事がデキる人、出世する人、部下から慕われ、上司から頼りにされる人は、いつでもどこでも人に囲まれているということ。周囲の人たちのおかげで自分は存在していることを知り、自分も周囲を生かす存在であろうと心掛けているということです。そして、人を惹きつけ信頼される魅力の根源となるのが、当たり前のことを当たり前にしようとする真摯な姿勢であり、「粋」であり、「心意気」なのです。

毎日の何気ない「当たり前」ができているか、もう一度振り返ってみましょう。「忙しい」を理由にして、なおざりにしていませんか。それは仕事ができる医師になるための第一歩です。

参考

銀座のママが教える、ビジネスパーソンが持つべき「心意気」とは？

<http://mag.executive.itmedia.co.jp/executive/articles/1501/22/news024.html>

『スイスイ出世する人、デキるのに不遇な人』『銀座の矜持』（ワニブックス）

『粋な人、無粋な人』（ぱる出版）

大阪市役所医師会学術集会報告

大阪市役所医師会学術委員長 依 藤 亨
(大阪市立総合医療センター小児代謝・内分泌内科)

平成27年度の第53回大阪市役所医師会学術集会は、平成27年8月29日に大阪市立総合医療センター「さくらホール」で開催しました。昨年度以上に様々な出足が悪く、不手際も目立ちましたが、皆様の協力でなんとか無事終了することが出来たことを感謝申しあげます。

本年度は、昨年度に引き続き大阪市役所医師会所属の各部門が力を入れて行っている「当部門の state-of-the-art」をキーワードとして、日頃かかわりの少ない他部門の現況を知ってもらえる会といたしました。その結果、一般演題には9題のご応募を頂き、特別講演1題と合わせて10題での開催となりました。一般演題筆頭演者の所属内訳は、総合医療センター8題、大阪市保健所1題で、総合医療センターに偏りのある演者構成になってしまいましたが、内容的にはそれぞれの演題は力のこもったもので、他分野の人間としても聴きごたえのある演題が並びました。次回以降は、他の所属からの演題の増加も期待したいと思います。座長は総合医療センター小児総合診療科上田博章先生、麻酔科の奥谷龍先生、腫瘍内科の徳永伸也先生にお願いし、会場の設営と会の運営に関しては、例年通り臨床研修医1年目の先生方に手伝っていただきました。研修医全員参加の原則が浸透しておらず、一部の先生方の出席にとどまったことは残念でしたが、お手伝いいただいた先生方にはこの場を借りて感謝いたします。

特別講演は、東京都健康長寿医療センター研究所の新開省二先生に「健康長寿の疫学研究—何が高齢者の健康余命を予測するのかー」という演題でご講演頂きました。急速に高齢化社会を迎える我が国にとって、高齢者に少しでも長く健康に過ごしてもらうことは、社会的にも経済的にも極めて重要な課題となっています。モデル地区での規模の大きな研究から、高齢者は中年までと違い、メタボを気にせずに食べなくてはいけないという趣旨のご講演が印象的でした。同様のことは、海外での100歳超者対象の研究などでも言われるようになっており、洋の東西を問わない現象なのかもしれません。院外から多くの先生のご参加をいただきましたが、新開先生のご講演にひかれてご参加いただいたものと理解しています。本講演の要約はこの年報に掲載しておりますので、あわせてお読みいただければ幸いです。

今回も一般演題の中から選考委員会の審査により優秀な発表を選考し、優秀賞を授与しました。今回優秀賞を受賞された発表者は総合医療センター乳腺外科の亀井佑梨先生による、「乳腺腫瘍に対するUS カテゴリーとエラストグラフィーを合わせた criteria の有用性の検討」でした。2年連続、総合医療センター乳腺外科からの受賞となりましたが亀井先生にはこれを機に今後さらに研究の発展に努力して頂けるよう期待しております。次年度以降も、会員の先生方の活発なご参加を期待して、報告に代えさせていただきます。

平成27年度 大阪市役所医師会学術集会プログラム

学術集会プログラム

14:00 開会の辞 大阪市役所医師会長、
大阪市立総合医療センター 放射線腫瘍科 田中正博

14:05 - 15:00 特別講演
座長 大阪市立弘済院附属病院 志村 雅彦先生

「健康長寿の疫学研究 一何が高齢者の健康余命を予測するのかー」
東京都健康長寿医療センター研究所 新開 省二先生

15:10 - 17:10 一般演題

(15:10 - 15:40) 【セッション1】

座長 大阪市立総合医療センター 小児総合診療科 上田 博章

(1) 糖尿病患者の血中 MCP-1 (Monocyte Chemotactic Protein-1) レベルへのインクレチニン薬の影響

大阪市立総合医療センター 糖尿病内分泌センター糖尿病内科¹⁾

大阪市健康局健康推進部²⁾

- 細井雅之¹⁾、生野淑子²⁾、武内真有²⁾、岡田めぐみ²⁾、栗原琴美¹⁾、
玉井杏奈¹⁾、吉田陽子¹⁾、薬師寺洋介¹⁾、上野宏樹¹⁾、山上啓子¹⁾、
福本まりこ¹⁾、川崎 熊¹⁾

(2) 当院における悪性腫瘍を合併した膜性腎症の臨床病理学的検討

大阪市立総合医療センター 腎臓高血圧内科

- 森川 貴、山崎大輔、竹内由佳、大野良晃、濱田真宏、北林千津子、小西啓夫

(3) 過去4年間に大阪市保健所が実施した定期立入検査の結果分析

大阪市保健所

- 中山浩二、吉野祥一、国吉裕子、中川裕子、吉村高尚

(15:45-16:15) 【セッション2】

座長 大阪市立総合医療センター 麻酔科 奥谷 龍

(4) 超高齢者肝癌に対する腹腔鏡下肝切除術の安全性、有用性に関する検討

大阪市立総合医療センター 肝胆脾外科¹⁾、消化器外科²⁾

大阪市立十三市民病院 外科³⁾

- 野沢彰紀¹⁾、金沢景繁¹⁾、清水貞利¹⁾、山本訓史¹⁾、村田哲洋¹⁾、吉井真美²⁾、
浦田順久²⁾、田内 潤²⁾、栗原重明²⁾、田嶋哲三²⁾、出口惣大²⁾、櫛山周平²⁾、
山根 心²⁾、飯田優理香²⁾、森本純也²⁾、日月亞紀子²⁾、玉森 豊²⁾、
井上 透²⁾、山下好人²⁾、西口幸雄²⁾、塙本忠司³⁾

(5) 乳腺腫瘍に対するUSカテゴリーとエラストグラフィーを合わせた criteria の有用性の検討

大阪市立総合医療センター 乳腺外科¹⁾、生理機能検査部²⁾

- 亀井佑梨¹⁾、渡部智加¹⁾、小川佳成¹⁾、横田重樹¹⁾、中通由美¹⁾、中川暁子¹⁾、
松下容子²⁾、大瀬香菜²⁾、妹背由美²⁾、池田克実¹⁾

(6) 胃癌に対する腹腔鏡手術の適応拡大と将来の展望

大阪市立総合医療センター 消化器外科

- 出口惣大、山下好人、玉森 豊、森本純也、吉井真美、飯田優理香、山根 心、
櫛山周平、田嶋哲三、栗原重明、田内 潤、野沢彰紀、浦田順久、村田哲洋、
日月亞紀子、山本訓史、清水貞利、井上 透、金沢景繁、西口幸雄

(16:15-16:45) 【セッション3】

座長 大阪市立総合医療センター 腫瘍内科 徳永伸也

(7) 涙嚢部皮様囊腫の1例

大阪市立総合医療センター 眼科¹⁾、病理診断科²⁾

○森 秀夫¹⁾、井上 健、福島裕子²⁾

(8) 市民病院遺伝子診療部のあり方を求めて：大阪市立総合医療センターの試み

大阪市立総合医療センター 小児代謝内分泌内科¹⁾、同 遺伝子診療部²⁾

○川北理恵^{1) 2)}、榎原杏美¹⁾、橋本有紀子¹⁾、細川悠紀¹⁾、藤丸季可¹⁾、玉川信吉²⁾、依藤 亨^{1) 2)}

(9) 進化する放射線治療 2015

大阪市立総合医療センター 放射線腫瘍科¹⁾、医療技術部²⁾、看護部³⁾

○田中正博¹⁾、池田裕子¹⁾、千草 智¹⁾、谷口明繁¹⁾、井上奈穂子¹⁾、小川聰幸¹⁾、黒田啓史²⁾、澤田康成²⁾、稲葉弘幸²⁾、山西弘朗²⁾、山口英雄²⁾、井上伸之²⁾、松田芳秀²⁾、半田早紀²⁾、大下順一郎²⁾、山地理恵²⁾、片山沙織³⁾、小西良子³⁾、小山千鶴³⁾、山内由紀子³⁾

(16:55-17:05)

講評・優秀演題発表 審査委員代表

閉会の辞 依藤 亨

乳腺腫瘍に対するUSカテゴリーとエラストグラフィーを 合わせたcriteriaの有用性の検討

大阪市立総合医療センター 乳腺外科¹⁾、生理機能検査部²⁾

○亀井 佑梨¹⁾、池田 克実¹⁾、渡部 智加¹⁾、横田 重樹²⁾、中通 由美²⁾、
仲川 晓子²⁾、松下 容子²⁾、大瀬 香菜²⁾、妹背 由美²⁾、小川 佳成¹⁾

【背景】 一般に乳腺腫瘍の針生検の6-7割は良性とされている。乳腺腫瘍の診断における過度の針生検は、患者、医療者側にも負担を生じる。我々は、これまでUS診断で良悪性鑑別困難なカテゴリー3,4 (C-3,4) の乳腺病変に対して、過剰な針生検を減らす目的でエラストグラフィーを行い、脂肪-病変の硬さ（病変部は最も硬い部位）の比 (max-FLR: maximum fat lesion ratio) を検討し、針生検を減じえる可能性を報告した (Breast Cancer 19:71-76, 2012)。その結果に基づいてUSカテゴリー + max-FLR値のcriteriaを作成し、前向きにその有用性を検討したので今回報告する。

【方法】 2011/3月～2014/12月の期間でC-3, 4の乳腺病変で、max-FLRが測定された511病変が対象。max-FLRは、Toshiba Aplio XGにて測定。criteria 1) C-3かつmax-FLR≤4.0、または 2) C-4かつmax-FLR≤2.0の病変に対しては、病理検査を行わず、3～6カ月の経過観察とした。実臨床としてcriteriaを満た

していても主治医や患者の希望により、針生検を実施した。

【結果】 511病変のうち、274病変がcriteriaを満たし、165病変が経過観察となった。希望にて病理検査をしたのは109病変であった。経過観察例では、26病変が追跡不可であったが139病変はフォロー可能であり、経過観察中央値9.5か月(3-36か月)で2病変がUS再検査で増大傾向を認め、11病変は経過観察中に縮小または不明瞭化、114病変は著変がなかった。経過観察例のうち増大傾向にあった2病変と希望にて病理検査を行った14病変は、針生検にて悪性所見を認めなかった。また、Criteriaを満たしているが、希望にて針生検や切除生検をした109病変では、104病変は良性であったが5例(2%:5/248)が悪性であった(偽陰性)。criteriaを満たさなかった237病変は、病理検査が施行され、悪性:70病変、良性:167病変であった。criteriaを満たす場合を良性と判断したときの感度、特異度、陽性的中率(PPV)、陰性的

中率 (NPV) は、93%, 59%, 30%, 98% であった。偽陰性率は、6.7% (5 病変) であった。病理結果が陰性の病変や経過観察で変化のない病変を良性とすると、criteria で針生検等が省略できる病変は 50% (243/485) であった。

【結語】 B mode カテゴリー + max-FLR 値の criteria により鑑別困難な乳腺病変に対して、過度の針生検を約半数に減らせる可能性が示唆された。一方で、偽陰性率も 6.7% 含まれることも明らかになった。



学術集会特別講演

健康長寿の疫学研究－何が高齢者の健康余命を予測するか

東京都健康長寿医療センター研究所

社会参加と地域保健研究チームリーダー（研究部長）新開省二先生

1. 高齢者の健康とは

1) 健康長寿の疫学研究

東京都健康長寿医療センター研究所は、1972年に設立された東京都老人総合研究所（都老研）を前身とし、2009年に東京都老人医療センターと組織統合され、現在の名称となった。都老研時代から地域高齢者を対象とした追跡調査が行われ、現在でも6つのコホート研究が併走している。研究目的は各コホートによって異なるが、基本は健康長寿の要因を探ることである。私自身は1991年から2002年まで続いた中年からの老化予防長期追跡研究（TMIGLISAと略称）や2003年から現在まで続いている草津縦断研究を担ってきた。健康長寿に関連する要因は、追跡期間中、ADL（Activities of daily living；身の周り動作）において自立を保持していた群と介助が必要となった群とを比較し、多変量解析で統計的に有意差がみられた項目として出される。それらを分類すると、生活習慣要因、心理的要因、体力的要因、身体・医学的要因、栄養学的要因など多岐にわたる。健康長寿を促進する要因もあれば阻害する要因もあり、関連の強さが弱いものもあれば

強いものもある。健康長寿を左右する要因は種々あり、また個人に当てはめると重要な要因は個人ごと異なる。一般的に疫学は平均像を語る学問であり、集団の中で発生する“ある現象”的確率論を扱う。統計的に有意差があるからといって、万人に当てはめるのは短絡的すぎる。とはいって、健康長寿を左右する三大要因は、身体機能、栄養機能、社会機能である。

2) 医学的健康と機能的健康

医学のターゲットは疾病の予防、治療あるいはリハビリであるため、健康長寿を左右する要因として疾病の寄与が比較的小さいことに驚かされる。疾病とは高血圧、糖尿病、脳卒中、心臓病、がんなど、生活習慣病をとりあげた。コホートサイズが小さいと個別疾患の影響を調べることは難しいが、身体、栄養あるいは社会機能などに比べるとその寄与度は小さい。健康長寿には医学的健康よりも機能的健康度が大きく左右する。機能的健康は私たちの心身の働きを指す。例えば、認知機能、口腔機能、身体機能、心理機能、さらには栄養機能である。健康長寿を達成するには、心身機能の維持すなわち機能的健康が最も重要である。そして疾病

は機能的健康に影響する要因として重要なが、高齢期の機能的健康には加齢に伴う心身機能の変化、すなわち老化要因がもう一つの重要な要因である。健康長寿を達成するには、疾病の予防・管理を通じて重症化を抑制するという従来の戦術に加え、老化を抑制し加齢に伴う心身機能の変化を先送りするという戦術も重要となる。

3) ICF モデル

健康長寿の疫学研究から健康長寿を達成するには疾病予防と老化予防の二つが必要ということがわかった。それをどう進めるかについて WHO が 2002 年に公表した国際生活機能分類 (ICF) で説明したい。ICF モデルを単純化すると、人の生活機能は「心身機能・構造」と「活動」、「参加」の 3 つのドメインから成る。従来の医学的モデルでは、疾病は心身機能・構造における異常であり、そのことにより日常生活（活動）や社会生活（参加）に不具合や制約がもたらされる。疾病予防や医学的リハビリは、心身機能・構造（＝医学的健康）を確保しようとするものである。一方、老化予防の戦術とはいかなるものか。適正な栄養を通じて心身機能・構造を確保することもあるが、より重要なことは「参加」や「活動」の維持・増進を通じて、心身機能・構造を維持し、生活機能全般を賦活するというものである。高齢期は社会参加の場があり社会活動が楽しめる、外出しやすく買い物や用足し、あるいは知人・友人宅の訪問ができるということが、心身機能の維持・増進につながる。外出や社会活動は、身体活動や

コミュニケーションの機会を通じて、歩行能力や認知機能の維持につながる。

2. 高齢者の生活機能の加齢変化パターン

1) 生活機能の加齢変化

全国高齢者代表サンプルを 20 年間追跡した研究によると、わが国高齢者の生活機能の加齢変化は大きく 3 つに分かれれる。前期高齢期に比較的短期間に生活機能が低下し要介護状態化する早発性障害、後期高齢期に比較的長期にわたり徐々に生活機能が低下し要介護状態化する遅発性障害、さらに超高齢期まで生活機能が保たれるサクセスフルエイジングである。男女で相対的な割合は異なるが、遅発性障害が男性では 7 割、女性では 8-9 割を占め、要介護状態化の主なパターンとなっている。早発性障害および遅発性障害の原因は複雑であるが、あえて単純化すると早発性障害には疾病が、遅発性障害には加齢に伴う心身機能の減弱がそれぞれ主な原因になっている。今後わが国の高齢者の健康余命を伸ばすには、遅発性障害の主な背景である加齢に伴う心身機能の減弱への対応がキーポイントである。

2) 背景にあるフレイル

日本老年医学会は、加齢に伴う心身機能の減弱の結果生じるハイリスク状態をフレイルと称し、それへの対応を各方面に喚起している。フレイルは高齢期の遅発性障害の前段階に位置すると見られることから、わが国高齢者の健康余命を延伸するためにはこのフレイルを抜きにし

ては語れない。今後、日本老年医学会を中心にして早急に、フレイルの定義、予防、治療、リハビリプログラムなどが作成あるいは開発されることが望まれる。

われわれは国際的に最も頻用されている Fried らの定義に準拠して、フレイルを簡便にスクリーニングできる簡易虚弱指標 15 項目を作成し、それをもとにして過去 10 年間フレイルに関する疫学研究を行ってきた。70 歳以上一般高齢者の 20% 程度にフレイルが出現し、男性は 80 歳以降、女性は 75 歳以降にその頻度は急増する。将来フレイルになる高齢者の特徴は、もともと認知機能、歩行機能、栄養機能さらには社会機能が減弱しており、一旦フレイルになるとその後の要介護や死亡リスクが 3 倍から 5 倍程度に高まる。フレイルへの対応は老化予防と重なっており、いかに参加や活動のドメインを維持し心身機能・構造を保つかという視点が重要である。

3) ライフコースとヘルシーエイジング

遅発性障害やフレイルは高齢期に生じるため、予防あるいは先送りは高齢期でも可能である。遅発性障害やフレイルは、心身機能や社会機能が減弱した高齢者に生じやすいことから、個人側のセルフケア能力をアップさせたり、個人および家族を取り巻く社会環境を整えることが大切である。われわれも、地域高齢者の健康管理システムを改変し、機能的健康度に着目した健康教育を充実することにより、ある自治体の介護保険認定率を低下させ、介護保険料を引き下げることができた。

一方で、心身機能や社会機能は、65 歳時のそれを持ち越すという特徴がある。認知機能や歩行速度、握力といった機能は、65 歳時点の高低に関わらず、高齢期を通じて一定の速度で低下していく。65 歳時点で高い水準を維持していた人は、その後ゆるやかに低下していくとしても、生活機能に支障が生じるまでの期間は長い、すなわち健康余命が長い。高齢期の健康は、高齢期に達するまでに獲得された健康に左右される部分も大きい。WHO は健康余命が長い高齢期、すなわちヘルシーエイジングを達成するために生涯を通じたライフコースアプローチを重視している。

4) 生活環境と高齢期の健康

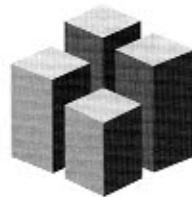
高齢期の機能的健康度は、疾病や老化による内的な変化に加え、外的な生活環境要因の影響を強く受ける。その具体例としてソーシャルキャピタルとフレイルとの関係を述べる。兵庫県養父市において、すでに介護保険で要介護と認定された方を除く 65 歳以上の全高齢者約 7,000 人を対象にアンケート調査を実施した。アンケートでは、近隣関係（隣近所との信頼感等）を尋ねソーシャルキャピタルの指標とともに、簡易虚弱指標 15 項目でフレイルの有無を評価した。市内は 156 の行政区に分かれているので、行政区ごとにソーシャルキャピタルの平均点と簡易虚弱指標の平均点を算出し、その相関図を求めた。その結果、ソーシャルキャピタルの得点が高い地域に住む高齢者ほど虚弱指標得点が低く、フレイルの出現率が低かったのである。横断研究のため因果関係は断定できないが、近隣関

係の良好なことがフレイルを生みにくい生活環境となっている。

3. 今後の課題

高齢者の健康に関連する予防、医療、介護のうち、予防と医療の早急なる変革が必要である。後期高齢者に対する健診

では機能的健康度が評価されるべきである。医療においても患者の機能的健康度を評価し、予後予測や治療目標に活用すべきである。東京都健康長寿医療センターでは、臓器別専門医療を横断する統合的医療をめざし、フレイル外来を設立すべく準備を進めている。



医療安全研修

「新しい医療事故調査制度について」

平成27年8月25日に開催しました

大阪市立総合医療センター 医療安全管理部 清水 貞利

平成27年10月より医療事故調査制度が開始されました。この制度は、各医療機関で発生した医療事故を報告し、収集した情報の整理、原因分析を行うことにより、医療の不透明性を是正し、医療事故の再発防止および医療安全、医療の質向上に生かすのが目的です。医療事故調査制度の対象となる事例は、医療に起因したまたは医療に起因すると疑われる死亡または死産であって、予期できなかつたものとされています。しかし、予期せぬ死亡とは実際何なのか？つきつめて考えていくと極めて解釈が難しく、また、事例が発生した時に医療機関はどのように対応するべきなのか？現場ではどのような対応をしなければならないのか？など各医療機関で整備しなければならない問題が山積みであるのが現状です。医療事故調査制度について当院での具体的な対応方法を整備し提示する前に、まずみなさんにとって頂こうとこの研修会を企画致しました。

平成27年8月25日17時30分よりさくらホールにおいて、「新しい医療事故調査

制度について」というタイトルで名古屋大学医学部付附属病院副院長、医療の質・安全管理部の教授の長尾能雅先生にご講演頂きました。長尾能雅先生は様々な重大な医療事故の調査に関わってこられ、この分野の第一人者としてご活躍中で、非常にわかりやすくお話をされることで全国の医療機関から講演依頼が殺到しています。当日は大阪市役所医師会の先生方や病院職員344名の参加を頂きました。

医療事故に際しての基本的な考え方や姿勢について具体的な事例を通して解説され、本制度の対象となる予期せぬ死亡とはどういった事例であるのか、そして医療事故が発生した場合の対応法、日常診療において心掛けておく内容など約1時間にわたってわかりやすくご講演頂きました。あっという間の1時間で非常に内容の濃い研修になったのではないかと思っております。大阪市役所医師会には本研修開催にあたり共催して頂き、多大なご支援を賜ることで本研修を開催することができました。改めて厚く御礼申し上げます。

大阪市役所医師会

平成27年度総会議事録

日 時：平成27年8月29日 午後1時30分～午後1時55分
場 所：総合医療センター さくらホール

参加者総数 58人

進行

【司会】開会、議長指名

司会をする吉野総務副委員長より総会を開催する発言あり。

議長選出は、志村副会長との発言あり、出席者総意により承認する。

議長着席

【議長】 会長へ開会の辞を求める。

【会長】 開会の辞

【議長】 会長に議案の説明を求める。

【会長】 議案説明

- 1 大阪市役所医師会会則の変更について
- 2 代議員の交代について
- 3 平成26年度事業報告及び決算について
- 4 平成27年度事業計画及び予算について

【議長】 議案に対して意見を求めるもとに発言なし

【議長】 特に異論がないので、会則改訂並びに26年度決算、及び27年度予算については、原案どおり可決することといたします。

本日はこれにて総会を終了します。

【司会】 引き続き、2時から学術集会に移る旨の発言ある。

総会への協力への謝辞を述べる。

総会説明資料（会長説明）

- 議題 1 大阪市役所医師会会則の変更について
- 2 代議員の交代について
- 3 平成26年度事業報告及び決算について
- 4 平成27年度事業計画及び予算について
- 5 その他

●大阪市役所医師会会則の変更について

- 独立行政法人大阪市民病院機構の発足にともない第4条にその名称等を挿入する。
- 理事の設置について、会則第6条に新しく理事の設置と人数の規定を新設。理事については、大阪府医師会など関係団体と歩調を合わす意味でも、会議等に出席する場合も担当理事との表記があり、今回、第6条第3項、第8条第5項において、理事として会長、副会長、各委員長と数名を指名する。
- 理事の選出規定は役員選出規定に「Ⅲ 理事選出」として規定を設ける。
- これに付随して、役員会を理事会に名称変更を行うとともに役員と記載のあるところ理事と表記する。
- 新しい理事会も役員会での審議事項に加え、第20条で重要事項や緊急事項の審議をすることも加え、体制強化を目指す。

●代議員の交代について

- 現在42人の代議員。昨年は48人、総会議決を経て今回の提示した代議員で対応する。
- 委員会構成は配布資料のとおり

●平成26年度事業報告及び決算について（事務局より説明）

●平成27年度事業計画及び予算案について（事務局より説明）

●その他

平成26年度事業報告

1. 総務委員会

- 新研修医ウェルカムパーティ参加 平成26年4月5日
- 大阪市役所医師会総会
　　総合医療センターさくらホール 平成26年8月30日
- 5大学医師会、府庁医師会との懇談会 平成26年12月4日
- 大阪府医師会勤務医師会8~11ブロック合同懇談会 平成27年3月12日
- 各月 大阪府医師会郡市区等医師会長協議会に参加

2. 学術委員会

- 大阪市役所医師会学術集会開催
　　総合医療センターさくらホール 平成26年8月30日
　　演題：10題
- 特別講演：時計遺伝子と食事のリズム～メタボリックシンドロームにならないために
（名古屋大学生命農学研究科 小田 裕昭 先生）

3. 広報委員会

- 大阪市役所医師会会報誌発行（130号）
- ホームページ更新

4. 男女共同参画委員会

- 女性医師の会補助
- 会報発行（14・15号）
- 女性医師の会フォーラム 平成27年2月25日

5. 勤務条件等検討委員会

6. 講演会補助

- 十三市民病院健康フェスタ 平成26年11月8日
- 総合医療センター市民公開講座 平成25年2月23日
- 第50回記念弘済院附属病院市民公開講座 平成27年1月24日
- 総合医療センター医療安全管理研修講演会 平成27年3月6日

7. 保健衛生委員会

8. 大阪市医学会との連携

- 大阪市医学会会長賞協賛
- 医学会会費負担

9. すこやかパートナー活動

10. 大阪市救急医療事業団との連携

平成27年度事業計画

1. 総務委員会

- 大阪市役所医師会総会
- 大阪府医師会との連携強化
- 5大学医師会、府庁医師会との連携強化
- 他大阪市関連医療機関等との連携強化

2. 学術委員会

- 大阪市役所医師会学術集会開催
- 大阪府医師会学術集会参加

3. 広報委員会

- 大阪市役所医師会会報誌発行
- ホームページ更新

4. 男女共同参画委員会

- 女性医師の会補助
- 会報発行他
- 大阪市女性医師ネットワークとの連携強化

5. 勤務条件等検討委員会

- 勤務条件等検討

6. 保健衛生委員会

- 市民公開講座等への後援他

7. レジデント研修医委員会

- 講演会・研修会補助

8. 大阪市医学会との連携

- 大阪市医学会会長賞協賛
- 医学会会費負担

9. 講演会協力

- 各学術講演会等協賛

10. すこやかパートナー活動

11. その他

大阪市役所医師会 平成27年4月代議員会議事録

とき：平成27年4月28日（火） 午後6時30分～7時20分

ところ：総合医療センター3階 さくらルーム

出席者：田中正博 澤田好伴 村田佳津子 志村雅彦 出雲谷恭子 依藤亨
鈴木真司 西口幸雄 細井雅之 根引浩子 山口利昌 栗原敏修（12名）
木幡利至朗（事務局）

委任状提出：愛場庸雅 川脇壽 國行秀一 撫井賀代 吉野祥一 原純一 稲田浩
平林円 中田真一 宮村鈴子 山田明子 森秀夫 清水貞利 河田弘
古塚大介（15名）

1. 会長報告

- ・勤務条件等検討委員長の交代と副議長の選任について
- ・副議長廃止について

2. 各委員会報告

総務委員会 報告事項なし

広報委員会 会報131号発行

パスワード変更について

男女共同参画委員会

女性医師の会ウエルカムパーティーについて

大阪市女性医師ネットワーク会議報告及び会費について

3. 議題

- ・8/29学術集会の特別講演について
東京都健康長寿センター研究所 新開省二先生に依頼
演題募集について
- ・学術集会時の臨時託児室の設置について
- ・平成27年度予算、事業計画について
- ・平成26年度決算案 事業報告案について
- ・平成27年度組織表について
組織異動と委員の組み替えについて
会則変更による代議員数縮減について
- ・次回、5月の代議員会は5月27日（水）

大阪市役所医師会 平成27年5月代議員会議事録

とき：平成27年5月27日（水） 午後6時30分～7時20分

ところ：総合医療センター3階 さくらーム

出席者：田中正博 澤田好伴 村田佳津子 志村雅彦 中西亞紀 依藤亨
鈴木真司 西口幸雄 根引浩子 高野保名 山口利昌 金本元勝（12名）
木幡利至朗（事務局）
委任状提出：愛場庸雅 栗原敏修 撫井賀代 吉野祥一 平林円 中田真一
宮村鈴子 英久仁子 舟本仁一 河田弘 森秀夫 山田明子
出雲谷恭子（13名）

1. 会長報告

- ・大阪市立大学医師会長、副会長の会について
- ・勤務条件等検討委員会のメンバーについて

2. 各委員会報告

- 総務委員会 報告事項なし
広報委員会 ホームページ更新について
6月1日からのパスワード変更について

男女共同参画委員会

副委員長の変更について

3. 議題

- ・個別指導への立会要請について、澤田副会長に依頼
- ・市役所医師会委員会構成について
総合医療センター代議員の変更
こころの健康センターの代議員の変更
各委員会の委員変更
- ・ネパール大地震被害救援活動等支援金について
- ・研修医の会費減免（無料化）について
- ・8/29学術集会の演題募集について
- ・学術集会時の託児サービスについて
- ・講演会等の報酬差額補てんについて
- ・次回開催予定 6月23日（火）午後6時30分～

大阪市役所医師会 平成27年6月代議員会議事録

とき：平成27年6月23日（水） 午後6時30分～7時20分

ところ：総合医療センター3階 さくらーム

出席者：田中正博 澤田好伴 村田佳津子 志村雅彦 中西亞紀 依藤亨
鈴木真司 出雲谷恭子 西口幸雄 根引浩子 原純一 山口利昌
吉野祥一 栗原敏修 古塚大介 田中政宏 細井雅之（17名）
木幡利至朗（事務局）

委任状提出：宮村鈴子 舟本仁一 林下浩士 國行秀一 中田真一 平林円 稲田浩
愛場庸雅 高野保名 山田明子 撫井賀代 金本元勝 河田弘（13名）

1. 会長報告

- ・MERSの講演会記録について

2. 各委員会報告

総務委員会 報告事項なし

広報委員会 学術集会の託児サービスについて

3. 議題

- ・産業医等への連絡体制について
- ・理事の設置について
- ・会則改正について
- ・講演料などの多寡について
- ・レジデント、研修医の雑誌掲載料について
- ・次回 7月22日（水）

大阪市役所医師会 平成27年7月代議員会議事録

とき：平成27年7月22日（水） 午後6時35分～7時20分

ところ：総合医療センター3階 さくらーム

出席者：田中正博 澤田好伴 志村雅彦 村田佳津子 稲田浩 依藤亨
出雲谷恭子 根引浩子 高野保名 西口幸雄 細井雅之 古塚大介
鈴木真司 撫井賀代 吉野祥一 清水貞利 栗原敏修 山田明子
山口利昌 田中政宏（19名） 木幡利至朗（事務局）

委任状提出：河田弘 中西亜紀 國行秀一 平林円 宮村鈴子 金本元勝（6名）

1. 会長報告 報告事項なし

2. 各委員会報告

総務委員会 報告事項なし

男女共同参画委員会

女性医師の会会報 7月末に配布予定

広報委員会 学術集会の託児サービスの申し込み先を事務局とする

会報は10月に発行予定

学術委員会 演題応募状況について

3. 議題

- ・会則改訂案（事務局）について
- ・講演会後援、補助申請（2件）
- ・次回 8月は25日及び総会前に臨時開催予定

大阪市役所医師会 平成27年8月代議員会議事録

とき：平成27年8月29日（土） 午後0時30分～1時00分

ところ：総合医療センター3階 さくらルーム

出席者：田中正博 澤田好伴 志村雅彦 村田佳津子 依藤亨 平林円

出雲谷恭子 根引浩子 川崎靖子 吉野祥一 原純一 細井雅之

撫井賀代 栗原敏修（14名） 木幡利至朗（事務局）

委任状提出：中田真一 英久仁子 山田明子 古塚大介 國行秀一 清水貞利

森秀夫 愛場庸雅 宮村鈴子 林下浩士 舟本仁一 稲田浩 河田弘

高野保名 西口幸雄 山口利貞 金本元勝 鈴木真司（18名）

1. 会長報告

特に報告事項なし

2. 各委員会報告

総務委員会 報告事項なし

広報委員会 平成27年10月号（132号）会報発行について

講演会等後援等リスト作成（事務局で作成）

学術集会での託児サービスについて

学術委員会 本日実施について

3. 各委員会報告

・総会、学術集会について

・講演会後援のあり方について

・次回 9月の代議員会は休会

大阪市役所医師会会則

第1章 名 称

(本会の名称)

第1条 本会は大阪市役所医師会（以下本会という）と称し、事務局を財団法人大阪市環境保健協会内におく。

(本会の目的)

第2条 本会は医師としてその本質を自覚し、勤務環境の向上をはかり医学医療ならびに公衆衛生に関する諸問題の解明に努め住民の保健福祉の増進に寄与することを目的とする。

(本会の事業)

第3条 本会の目的を達する為に次の事業を行う。

- (1) 医学医療ならびに公衆衛生に関する調査、研究、教育に関すること
- (2) 関係諸団体との連携、協力に関すること
- (3) その他目的達成のため必要なこと

第2章 会 員

(会員の資格)

第4条 会員を分けて正会員、准会員、レジデント・研修医会員、継続会員および特別会員とする。

- (1) 正会員は医師として大阪市に勤務する者とする（大阪市立大学に勤務する者を除く）。
- (2) 准会員は次の項目に該当する医師であって、本人が希望し、代議員会において承認された者とする。
 - ①大阪市の外郭団体に勤務する者
 - ②大阪市及び大阪市民病院機構に認定されて研修中の者
 - ③大阪市に嘱託として勤務する者
- (3) レジデント・研修医会員は大阪市及び大阪市立病院機構にレジデントおよび臨床研修医として勤務する者とする。
- (4) 継続会員は大阪市及び大阪市立病院機構を退職の後、引き続き会員資格の継続を希望するもの
- (5) 特別会員は代議員会において推薦された者とする。

(会費納入義務)

第5条 本会の正会員、准会員、継続会員およびレジデント・研修医会員は、会費および臨時会費を納入しなければならない。

2. 既納の会費および臨時会費は返還しないものとする。

第3章 役員および代議員

(役 員)

第6条 本会に次の役員をおく。

1. 会長1名 副会長3名 委員長 若干名を選出する
2. 監査委員 2名
3. 会長、副会長、各委員長及び若干名を理事とする。
4. 理事は15名以内とする。

(代 議 員)

第7条 代議員は、代議員会を構成し会務を審議するとともに、何れかの委員会に所属して会務の執行推進に参与するものとする。

(選出方法および任期)

第8条 会長は代議員会において代議員の中から選出する。

2. 副会長は代議員の中から会長がこれを指名し、代議員会の承認を得るものとする。
3. 委員長および大阪府医師会代議員は、代議員会において代議員の中から選出する。ただし、関係諸団体の役員は代議員会において正会員の中から推薦する。
4. 監査委員は代議員会において正会員の中から選出する。
5. 理事は、会長、副会長、各委員長及び会長の推薦するものとする。
6. 代議員は、正会員の中から選出し、所属職場を単位として選出代議員と理事会が決定する指名代議員とする。選出方法は選出規定に定める。
7. 理事および代議員の任期は2年とする。代議員選出期の直後の代議員会の日から次期の同じ代議員会の前日迄を2年と見做すものとする。ただし、再任を防げない。
8. 理事および代議員に欠員を生じたときは補充し、補欠選出された者の任期は前任者の残任期間とする。
9. 理事に選ばれている代議員が異動した場合は、前3項の規定に拘わらず、選出定員数外の代議員として、その任期を全うするものとする。
10. 理事および代議員の選出は、本条によるもののほか、細部は選出規定によるものとする。

(職務)

第9条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、予め会長によって指名された副会長が代行する。
3. 委員長は総務委員会、学術委員会、勤務条件等検討委員会、男女共同参画委員会、広報委員会、レジデント・研修医委員会および保健衛生委員会をそれぞれ主宰し、当該分野の会務の執行にあたる。。
4. 監査委員は本会の会計を監査する。監査委員は代議員会および委員会に出席し意見を述べることができる。
5. 会長は、代議員会に理事及び代議員の解職を諮ることができる。

第4章 会議

(会議の種別)

第10条 会議は総会、代議員会、理事会および委員会とする。

(総会の招集)

第11条 定例総会は毎年1回会長が招集する。

2. 臨時総会は会長が必要と認めたとき、または代議員の2分の1以上および正会員の3分の1以上の請求があったときこれを招集する。
3. 会長が総会を招集するときは、事前に会議の目的とする事項、日時、場所を会員に通知しなければならない。

(総会の議長)

第12条 総会の議長は出席正会員の互選によるものとする。

(総会の付議事項)

第13条 総会で承認されなければならない事項は次のとおりである。

- (1) 会則の変更
- (2) 事業計画書および収支予算書
- (3) 事業報告書および収支決算書
- (4) 会費の改定
- (5) その他重要な審議

(総会の議決報告)

第14条 総会の議事は、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(代議員会の招集・会議の成立)

第15条 代議員会は原則として会長がこれを招集する。

2. 臨時代議員会は会長が必要と認めたとき、または代議員の2分の1以上の請求があつたとき招集する。

3. 代議員会は、代議員の過半数（委任状を含む）の出席によって成立する。
4. 会長は代議員以外の正会員あるいは有識者が代議員会に同席し、意見を述べることを許すことができる。

(代議員会の議長・副議長)

- 第16条 代議員会の議長および副議長は、代議員会において代議員の中から選出する。
2. 議長および副議長の任期、欠員、異動については、第8条の理事および代議員に関する当該規定をそれぞれ準用するものとする。

(代議員会の審議事項)

- 第17条 代議員会は、この会則に規定するもののほか、次の事項を審議する。

- (1) 会則の変更
- (2) 会則の付則の制定、変更および廃止
- (3) 事業計画書および収支予算書
- (4) 事業報告書および収支決算書
- (5) 理事及び代議員の解職に関すること
- (6) その他本会の運営に関する重要事項

(代議員会の議決方法)

- 第18条 代議員会の議事は、出席代議員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(理事会の招集・会議の成立)

- 第19条 理事会は、理事で構成する。
2. 理事会は、会長が招集し、会長が議事を進行する。
 3. 会長は議事内容により、理事会に会員の出席を求められる。
 4. 会議は構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。

(理事会の審議事項)

- 第20条 理事会は、次の事項を審議する。

- (1) 代議員会の議案内容
- (2) 指名代議員の決定
- (3) その他の重要な運営に関する事項
- (4) 緊急性により代議員会の開催を待てない事項

(理事会の議決方法)

- 第21条 理事会の議事は、出席理事の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは会長がこれを決する。

(委員会の構成と招集)

- 第22条 本会の会務を執行するために、第9条第3項にかかる委員会をおく。
2. 代議員会は必要がある場合、前項以外の委員会を期間を定めて特設し、委員長を選任して、特定の会務を分担させることができる。
 3. 委員会は委員長および委員長が指名する代議員で構成する。委員会は、委員長が隨時招集し、議長は委員長がこれにあたる。
 4. 委員会に副委員長を若干名おくことができる。副委員長は委員長が指名する。

第 5 章 会 計

(経 費)

- 第23条 本会の経費は、会費および寄付金その他の収支をもってこれにあてる。

(会 費)

- 第24条 会費は年会費とし、別に定める会費徴収規定による。

2. 前項の会費の改定は、代議員会および総会の議を経て定めるものとする。ただし、緊急かつ必要な場合は、代議員会の議を経て臨時に徴収することができる。

(会計年度)

- 第25条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 付 則

(付則)

第26条 この会則は、代議員会において代議員の3分の2を超える賛成によって制定、変更および廃止するものとする。

2. 前項に関して、代議員会が議案を明示されて招集された場合には、代議員の書面による意志表示は有効な出席と見做すものとする。

(付 則)

この会則は、昭和63年4月1日から実施する。

この会則は、平成6年4月1日一部改正する。

この会則は、平成11年4月1日一部改正する。

この会則は、平成15年3月19日一部改正する。

この会則は、平成20年4月1日一部改正する。

この会則は、平成22年5月1日一部改正する。

この会則は、平成25年8月31日一部改正する。

この会則は、平成26年8月30日一部改正する。

この会則は、平成27年8月29日一部改正する。

会 費 徴 収 規 定

1. 会費 正会員、准会員および継続会員は6,000円とする。

なお、レジデント・研修医会員からは会費を徴収しない。

2. 徴収の時期 日本医師会・大阪府医師会の第1期会費徴収時と同じとする

3. 徴収方法 本会事務局に納入する。

4. 平成25年度より当面の間会費徴収は行わない。

代 議 員 選 出 規 定

1. 代議員の選出は、正会員の内より、所属職場を単位とする各ブロック選出の選出代議委員と理事会で指名する指名代議員によって構成する。
2. 指名代議員は若干名とする。所属職場を単位とする所属代議員は次号に定める方法により定数を決定する。
3. 選出代議員は、選出代議員数は、正会員数を10で除した人数とし、端数5以上の職場からは1名を加える。ただし、所属員数が5人に達しない職場は優先的に理事会で指名する。また、各区保健福祉センターは集合して1単位とみなし代議員を割当てる。
4. 前項の正会員数は、定期異動の翌月の1日現在の正会員名簿による。
5. 次期代議員の選出方法は各職場において決定し、代議員が選出責任者となる。
6. 代議員選出後、職場の正会員の異動に伴い代議員選出定員数に変動を生じても、次の改選期まではその定員数を変更しない。
7. 代議員に生じた欠員は選出職場において補充選出を行う。
8. 選出責任者は代議員選出終了後、すみやかに選出された代議員の氏名を会長またはその代理人に報告しなければならない。
9. 代議員が辞任する時は、代議員会の承認を得なければならない。

■ 役員選出規定 ■

I 会長選出

1. 会長選出は、新代議員で組織される代議員会において定期異動の翌月中におこなう。
この代議員会は、新代議員の最年長者が招集する。
2. 会長選出は、代議員会議長決定後の最初の議題とする。

II 委員長および大阪府医師会代議員選出

1. 委員長および大阪府医師会代議員の数は会則第6条による。
2. 委員長および大阪府医師会代議員の選出は会則第8条第3項による。
3. 委員長および大阪府医師会代議員の選出は、副会長の選出の後に行う。ただし、会長が副会長の指名を留保した場合は、副会長の確定を待つことなく、委員長および大阪府医師会代議員の選出を引き続き行う。
4. 大阪府医師会代議員は、すべての他の役員または正・副代議員会議長を兼ねることができる。

III 理事選出

1. 理事の選出は、会則第8条第5項による。
2. 理事の数は、会則第6条第4項による。
3. 理事は、監査委員以外の全ての役員を兼ねることができる。

IV 監査委員選出

1. 監査委員の数は会則第6条による。
2. 監査委員候補者は選挙期日の5日前までに会長に届出なければならない。
3. 正会員が他の正会員を候補者に推薦しようとする時は選挙期日の5日前までに会長に届出なければならない。
4. 前2項の届出の様式は別に定める。
5. 会長は候補者一覧表を作成し、すみやかに代議員会に公示して選挙を行う。
6. 選挙方法は代議員会において決定する。
7. 2および3項による届出のあった候補者の数が定数を超えない時は、選挙によらないで当選とする。
ただし、定数に満たない時は、代議員会の決定によって補欠選挙を行わなければならない。
8. 大阪府医師会代議員以外の役員および正・副代議員会議長は、監査委員を兼ねることはできない。

V その他

1. 選出の期日その他、この規定実施にあたり必要な細目は会長が決定する。

大阪市役所医師会 代議員名簿

(平成27年5月27日現在)

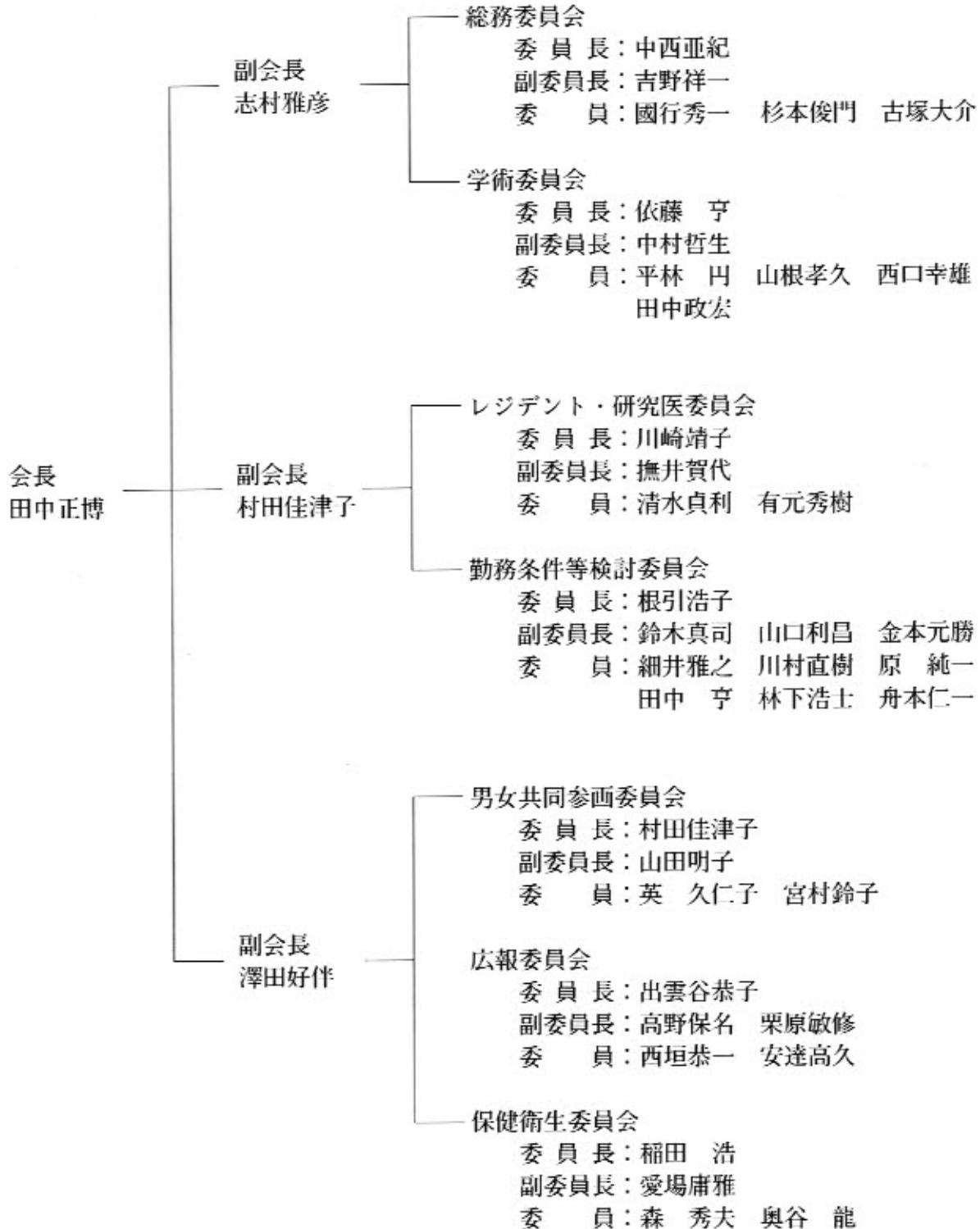
ブロック名	代 議 員 名	○は理事	人數
総合医療センター	愛場 康雅 有元 秀樹 奥谷 龍 川村 直樹 川崎 靖子○ 國行 秀一 清水 貞利 田中 正博○ 西垣 恒一 西口 幸雄 根引 浩子○ 原 純一 古塚 大介 細井 雅之 村田佳津子○ 森 秀夫 山口 利昌 山田 明子 山根 孝久 依藤 亨○ 林下 浩士		21
住吉市民病院	舟本 仁一 中村 哲生 英 久仁子		3
十三市民病院	平林 円 安達 高久 田中 享 中田 真一		4
健康推進部	高野 保名		1
保健所、各区保健センター	吉野 祥一 澤田 好伴○ 稲田 浩○ 撫井 賀代		4
こころの健康センター	田中 政宏		1
心身障害者リハビリテーションセンター	鈴木 真司 河田 弘		2
弘済院附属病院	志村 雅彦○ 中西 亜紀○ 金本 元勝		3
人事室	出雲谷恭子○		1
こども青少年局	宮村 鈴子		1
教育委員会	栗原 敏修		1
合 計			42

大阪市役所医師会役員・委員会組織表

平成27年5月27日現在 任期：平成28年4月30日

議長：河田 弘

監査委員：大川清孝 横山 連



お知らせのページ

会員名簿について

会員名簿については、大阪市役所医師会ホームページ <http://www.ocma.jp/> の会員専用ページに掲載しております。会員専用ページ閲覧に必要な ID とパスワードは平成 27 年 6 月 1 日に更新されましたが、平成 27 年 5 月に事務局より先生方に通知させていただきました。

会員情報を各自ご確認いただき、修正必要箇所がありましたら、恐れ入りますが事務局までメールにてお知らせください。年度途中で退職予定の方は、退会届を事務局にご提出ください。その他、会員の転入・転出・異動があればご一報くださいますようお願いいたします。

大阪市役所医師会事務局の連絡先は、TEL 06-4792-7075、
メールアドレスは ishikai@oepa.or.jp です。



編集後記

大阪市役所医師会報132号が出来ましたのでお届けします。先生方には
お忙しい中原稿をお寄せいただきありがとうございました。

今年の学術集会の様子は市役所医師会ホームページのフォトギャラリー
でも見ることができますので、ぜひ一度ご覧ください。

当会報やホームページでは、その他の学会・イベントのご案内、研究論
文、留学・研修記などの原稿、季節の写真等を受け付けておりますので、
会員の皆様からの積極的な投稿をお待ちしております。

(出雲谷 恭子 記)